

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例案の概要

1 個人情報保護法および行政機関個人情報保護法(平成29年5月30日施行)の改正の概要

- (1) 個人情報の定義の明確化(個人識別符号が該当)(両法)
 - (2) 要配慮個人情報に関する規定の整備(両法)
 - (3) 取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者を規制の対象外とする制度の廃止および個人情報保護委員会を新設し、主務大臣の権限を一元化(個人情報保護法)
 - (4) 匿名加工情報(非識別加工情報)に関する加工方法や取扱い等の規定の整備(両法)
- 今回の条例改正は対象外

2 条例改正の概要

上記1の法律改正に伴い、以下の改正を行う。

(1) 個人情報の定義の明確化

個人識別符号(※)を個人情報に新たに位置付け、定義を明確化

※個人識別符号とは、

- ① 個人の身体の特徴をコンピュータの用に供するために変換した文字、番号、記号等の符号(例:指紋データ、顔認証データ、DNAデータ、静脈分岐データ、虹彩データ等)
- ② 個人に割り当てられた文字、番号、記号等の符号(例:旅券番号、運転免許証番号、国民年金番号、マイナンバー、国民健康保険証番号、介護保険証番号等)

(2) 取得してはならない個人情報の明確化

要配慮個人情報(※)について、社会的差別の原因となるおそれのあるものとして取得してはならない個人情報として位置付け

※要配慮個人情報とは、

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する記述等が含まれる個人情報

(3) 事業者の保有する個人情報の保護に係る関係規定の廃止

5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者が法律の適用対象となり、国(個人情報保護委員会)により一元的に監督されることに伴い、条例における事業者の保有する個人情報の保護に係る関係規定を廃止

3 その他

- (1) 公布の日から施行
- (2) 個人情報保護条例の条項を引用している条例を付則で改正

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化、事業者に係る規定の整備等を行うため、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 個人情報の定義に特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等の個人識別符号が含まれることとします。（第 2 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条関係）
- (2) 取得してはならない個人情報のうち、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が含まれる個人情報に改めることとします。（第 6 条関係）
- (3) 事業者の保有する個人情報の保護に関する規定のうち、事業者の責務、指導および助言、説明または資料の提出の要求、是正の勧告、事実の公表に関する規定を削るとともに、事業者の支援に関する規定を追加することとします。（第 46 条～第 50 条関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - ウ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。
 - エ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表

旧	新
目次 第1章および第2章 省略 第3章 事業者の保有する個人情報の保護（<u>第46条—第51条</u>） 第4章 滋賀県個人情報保護審議会（<u>第52条—第59条</u>） 第5章 雑則（<u>第60条—第62条</u>） 第6章 罰則（<u>第63条—第68条</u>） 付則 第1条 省略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>個人情報</u> 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	目次 第1章および第2章 省略 第3章 事業者の保有する個人情報の保護（<u>第46条・第47条</u>） 第4章 滋賀県個人情報保護審議会（<u>第48条—第55条</u>） 第5章 雑則（<u>第56条—第58条</u>） 第6章 罰則（<u>第59条—第64条</u>） 付則 第1条 省略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>個人情報</u> 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u>

(追加)

(2)～(8) 省略

第3条～第5条 省略

(取得の制限)

第6条第1項 省略

2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、警察の職務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。

第7条～第11条 省略

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

(3)～(9) 省略

第3条～第5条 省略

(取得の制限)

第6条第1項 省略

2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報を取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、警察の職務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。

第7条～第11条 省略

(個人情報取扱事務の登録および閲覧)

第12条 実施機関は、個人情報(個人の氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索し得る状態で公文書に記録されるものに限る。)を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2～5 省略

第13条および第14条 省略

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 省略

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(3)～(7) 省略

(部分開示)

(個人情報取扱事務の登録および閲覧)

第12条 実施機関は、個人情報(氏名、生年月日その他の記述等または個人識別符号により特定の個人を検索し得る状態で公文書に記録されるものに限る。)を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2～5 省略

第13条および第14条 省略

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 省略

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)もしくは個人識別符号が含まれるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(3)～(7) 省略

(部分開示)

第16条 第1項 省略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第17条～第23条 省略

（開示の実施方法）

第24条 第1項 省略

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画または写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）に記録されている場合については閲覧または写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあつては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第25条～第45条 省略

（事業者の責務）

第46条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な取得、利用、管理等に努めなければならない。

第16条 第1項 省略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等および個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第17条～第23条 省略

（開示の実施方法）

第24条 第1項 省略

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画または写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあつては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第25条～第45条 省略

（事業者への支援）

第46条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、事業者が個人情報の取扱いを適正に行うことができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(指導および助言)

第47条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、事業者が個人情報の適正な取得、利用、管理等を行うよう、必要な指導および助言を行うものとする。

2 知事は、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなる指針を作成し、公表するものとする。

(説明または資料の提出の要求)

第48条 知事等は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第49条 知事等は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第50条 知事等は、事業者が第48条の説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 知事等は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に対して意見陳述の機会を与えるとともに、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

第51条～第65条 省略

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第47条～第61条 省略

<u>第66条</u> <u>第52条第6項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。	<u>第62条</u> <u>第48条第6項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
<u>第67条</u> 法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、<u>第63条</u>または<u>第64条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	<u>第63条</u> 法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、<u>第59条</u>または<u>第60条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
<u>第68条</u> 省略	<u>第64条</u> 省略

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新
第1条～第6条 省略 (本人確認情報の保護に関する審議会) 第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号) <u>第52条第1項</u>に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。	第1条～第6条 省略 (本人確認情報の保護に関する審議会) 第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号) <u>第48条第1項</u>に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。